

岐阜県公報

目次

告示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 二五五 ページ
- 道路の供用開始 (同) 二五六
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 二五六
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 二五七
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 二五八
- 保安林の指定 (郡上農林事務所) 二六〇
- 保安林の指定予定 (可茂農林事務所) 二六〇

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 二六一
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 二六一
- 卸売市場法及び行政手続法による聴聞の実施 (農産物流通課) 二六一
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (建設政策課) 二六一

告示

岐阜県告示第三百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年七月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域敷地の幅員		延長	備考
			前	後		
県道	飛騨 木曾川線 公園	瑞浪市日吉町字道北九五〇〇番一地先地内	七〇	七〇	三九七	
			七〇	三九七		

岐阜県告示第三百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年七月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	一般国道	路線名	二百五十六号	区間	郡上市八幡町那比字下戸谷四一―二番地先から同市同町同字戸谷平六四九九番の一地先まで	区域	別前	変更後	敷地の幅員	延長	備考	
							後	前	七・六 二・六	四・五 三・五	二・九 二・四	

岐阜県告示第三百八十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年七月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	一般国道	路線名	二百五十六号	区間	郡上市八幡町那比字下戸谷四一―二番地先から同市同町同字戸谷平六四九九番の一地先まで	延長	（メートル）	供用開始の期日	平成二三年七月八日	備考

岐阜県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年七月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	県道	路線名	福白岡川線	区間	中津川市福岡字蒲二八二四番三地先から同市同字同二八二四番地先まで	延長	（メートル）	供用開始の期日	平成二三年七月八日	備考

岐阜県告示第三百八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	安食三内前	区	次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
-----	-------	---	---

岐阜市大字安食	
字三内	一〇七三番一
字三内洞	一一九九番
	一三〇二番
	一三〇五番
字清水	一〇六五番一
	一〇六六番地先道路敷
字三内	一〇七〇番
	七号
	一号
	二号
	三号
	四号
	五号
	六号

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小原谷	高山市久々野町渚	次の図のとおり	土石流
溝上谷	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
上垣内谷	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
蛇抜谷	高山市久々野町西洞	次の図のとおり	土石流
中の谷1	高山市久々野町大西	次の図のとおり	土石流
中の谷2	高山市久々野町大西	次の図のとおり	土石流
中の谷3	高山市久々野町大西	次の図のとおり	土石流
久須母谷1	高山市久々野町久須母	次の図のとおり	土石流
久須母谷2	高山市久々野町久須母	次の図のとおり	土石流

久須母谷3	高山市久々野町久須母	次の図のとおり	土石流
又クギ谷	高山市久々野町小坊	次の図のとおり	土石流
奥垣内	高山市久々野町渚	次の図のとおり	土石流
野口洞谷	高山市久々野町渚	次の図のとおり	土石流
水上洞	高山市久々野町木賊洞	次の図のとおり	土石流
小畑谷	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
野林谷・樋ヶ洞	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
大戸谷	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
江戸谷	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	土石流
茂谷	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
鳥ハマズ	高山市久々野町山梨	次の図のとおり	土石流
小井戸谷	高山市久々野町反保	次の図のとおり	土石流
矢萩谷1	高山市久々野町小屋名	次の図のとおり	土石流
矢萩谷2	高山市久々野町小屋名	次の図のとおり	土石流
矢萩谷3	高山市久々野町小屋名	次の図のとおり	土石流
宮谷	高山市久々野町柳島	次の図のとおり	土石流
大洞谷	高山市久々野町柳島	次の図のとおり	土石流
中之巻谷1	高山市久々野町久須母	次の図のとおり	土石流
中之巻谷2	高山市久々野町久須母	次の図のとおり	土石流
小池谷	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	土石流
池谷	高山市久々野町久須母	次の図のとおり	土石流
水口谷	高山市久々野町小坊	次の図のとおり	土石流
下平谷	高山市久々野町阿多粕	次の図のとおり	土石流
豊口	高山市久々野町木賊洞	次の図のとおり	土石流
ヲコシ	高山市久々野町引下	次の図のとおり	土石流
野林谷・舟平	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
切手谷	高山市久々野町無数河	次の図のとおり	土石流
立洞	高山市久々野町久々野	次の図のとおり	土石流

トヤソデ	タツクビ	栃コト	江戸第3	山腰2	山腰1	一之瀬	トコ口付	渚駅前	渚第1	初谷	棚山	江戸第2	堂の上	久須母	峠	反保	大坊第2	引下	小坊	無数河	丸草	江戸第1	井ノ口	八ヶ洞	藤口洞	沼田洞
高山市久々野町渚	高山市久々野町木賊洞	高山市久々野町久々野	高山市久々野町久々野	高山市久々野町柳島	高山市久々野町柳島	高山市久々野町久須母	高山市久々野町久須母	高山市久々野町渚	高山市久々野町渚	高山市久々野町無数河	高山市久々野町久須母	高山市久々野町久須母	高山市久々野町久須母	高山市久々野町久々野	高山市久々野町久々野	高山市久々野町渚	高山市久々野町小坊	高山市久々野町引下	高山市久々野町小坊	高山市久々野町無数河	高山市久々野町無数河	高山市久々野町久々野	高山市久々野町久々野	高山市久々野町柳島	高山市久々野町小屋名	高山市久々野町久々野
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

奥垣内	久須母谷3	久須母谷2	中の谷3	中の谷2	蛇抜谷	上垣内谷	溝上谷	小原谷	区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高山市久々野町渚	高山市久々野町久須母	高山市久々野町久須母	高山市久々野町大西	高山市久々野町大西	高山市久々野町西洞	高山市久々野町無数河	高山市久々野町無数河	高山市久々野町渚	高山市久々野町渚	高山市久々野町久須母	急傾斜地の崩壊	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山市土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

阿多粕	下平	道下	家ノ上	久須母2	高山市久々野町阿多粕	高山市久々野町阿多粕	高山市久々野町阿多粕	高山市久々野町長淀	高山市久々野町久須母	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
-----	----	----	-----	------	------------	------------	------------	-----------	------------	---------	---------

下平	高山市久々野町阿多粕	次の図のとおり	土石流
道下	高山市久々野町阿多粕	次の図のとおり	土石流
家ノ上	高山市久々野町長淀	次の図のとおり	土石流
久須母 2	高山市久々野町久須母	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市八幡町入間字焼山三六五七から三六六一まで

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次

の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市八幡町相生字荒山二七二の一、二七二の二、二七三から二七三六まで

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町三川字赤羽根二二二の一

二 指定の目的

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町三川字赤羽根二二二の一

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十三年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ナガラビト

三 代表者の氏名 長沢 由彦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市真砂町九丁目三番地

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県とその生活圏内の住民に対して、

岐阜の文化・芸術・歴史を独自の観点で発掘・調査研究し、情報を住民に発信することにより、新しい岐阜の観光資源として、住民自らが自発的に全国に発信すること

を推進する事業を行い、岐阜のまちづくりに貢献する。

また、文化・芸術・歴史を護る催しを企画運営して地域活性化を図ると同時に郷土を愛する青少年を育成することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十三年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ福祉サービス利用者センター

びすけつと

三 代表者の氏名 飯尾 良英

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市三井北町三丁目七番地

五 定款に記載された目的 この法人は、中立公正な第三者の立場に立つて、保健・福祉並びに介護保険サービス利用者の利益と権利を擁護するため、サービスの評価と情報提供を行うと共に、サービス利用に関する相談等に応じ、利用者の生活向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

卸売市場法及び行政手続法による聴聞の実施

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十五条第三項において準用する同法第十九条第五項及び行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により公開の聴聞を行うので、岐阜県聴聞規則（平成六年岐阜県規則第八十二号）第九条の規定に準じて次のとおり公示する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日 時 平成二十三年七月二十二日 午前十時から
 二 場 所 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県庁九階会議室九南 二
 三 被聴聞者

(一) 氏名 八百健市場株式会社 代表取締役 浦田雅夫
 (二) 住所 中津川市茄子川一六四六番地の二

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十二年十一月十六日	有有限会社 マルト産業	代表取締役 池戸 豊次	郡上市和良町 下洞七六五	般二十二 一五二一	建築工事業
平成二十三年二月二十五日	有有限会社 竹下建築	代表取締役 竹下 豊	郡上市白鳥町 那留八八六番地の二	般十九 四七七	とび・土工、屋根及び内装仕上工事業
平成二十三年三月八日	多比良建設有限会社	代表取締役 多比良 剛	各務原市川島 小網町一九〇〇三三七	般十九 一〇〇二	とび・土工及びほ装工事業
平成二十三年三月八日	日新建設株式会社	代表取締役 川上 一郎	岐阜市西野町 二丁目四四番地	般十八 一六四一	建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル、れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁及び建築工事業

平成二十三年三月十日	置田建築株式会社	置田活信	郡上市明室二 間手一四三	般十九 〇〇八	建築及び大工工事業
平成二十三年三月十一日	株式会社 渡邊事務所	代表取締役 渡邊 孝	岐阜市北一色 一〇丁目一七番七号	般二十七 〇一九七	建築工事業
平成二十三年三月十五日	株式会社 児玉工業	代表取締役 乃木雄	海津市平田町 幡長四八八番地	般二十二 一二二六七	管工事業
平成二十三年三月十五日	株式会社 伸栄土木	代表取締役 重光 棚橋	安八郡輪之内 町榎三三八番地の二	特十七 三九一五	土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装及び水道施設工事業
平成二十三年三月十五日	吉田建築	吉田儀三郎	不破郡関ヶ原 町大字今須四一八	般十九 一二三	建築工事業
平成二十三年三月十六日	日装工業株式会社	代表取締役 佐藤 恵子	岐阜市野一色 二丁目一番六号	般二十一 四〇四二	土木及びとび・土工工事業
平成二十三年三月十六日	日広ホーム株式会社	代表取締役 野直子	山県市岩佐一 四九〇番地の五	般二十二 九〇四六	建築、大工、屋根、タイル、れんが・ブロック及び内装仕上工事業
平成二十三年三月二十日	株式会社 川口組	代表取締役 川口 實雄	本巣市根尾板 所三三五番地	特十八 三七五	造園工事業
平成二十三年三月二十五日	株式会社 尾関組	代表取締役 尾関 信博	各務原市上中 屋町五丁目一 六五二番地の二	般十九 四六二	土木、とび・土工、石及びほ装工事業
平成二十三年三月二十五日	熊崎電気	熊崎杉夫	岐阜市本荘西 三丁目一六一番地	般二十二 一五五〇四	電気工事業
平成二十三年三月三十一日	丸永建設株式会社	代表取締役 永井 秀樹	岐阜市巨島五 丁目二番一 号	特十八 二〇三二	土木、管、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十三年三月三十一日	光土木株式会社	代表取締役 北川 豊将	美濃加茂市太 田町二六五三 一	特二十二 九六八五	土木、とび・土工、ほ装及び水道施設工事業

平成二十三年四月	平成二十三年四月二十日	平成二十三年四月二十日	平成二十三年四月二十日	平成二十三年四月二十日	平成二十三年四月十九日	平成二十三年四月十九日	平成二十三年四月十四日	平成二十三年四月十三日	平成二十三年四月十二日	平成二十三年四月六日	平成二十三年四月四日	平成二十三年四月四日	平成二十三年四月一日
岩瀬豊店	宝興建設株式会社	店 株式会社 早川工務	株式会社 くらしの 東栄	株式会社 荒川土建	株式会社 寺口工務 店	西尾建設	丸銀大工 店	川勝興業 有限会社	社 望月電工 有限会社	建設株式 会社	肥高工業	東海消防 防炎株式 会社	
岩瀬進	代表取締役 一久 上北	代表取締役 貴典 早川	代表取締役 紀昭 古山	代表取締役 荒川正男	代表取締役 寺口 互	西尾忠夫	松原宏志 富雄	代表取締役 川勝 義行	代表取締役 望月 英生	代表取締役 中村	日高 清	代表取締役 寛 莊加	
養老郡養老町 直江一三八番	高山市上宝町 在家一五三八	町九七九三番 地	中津川市付知 二〇八七八	高山市丹生川 町坊方四三六	大野郡白川村 大字荻町五一 番地	一 富田七七四	羽島郡笠松町 米野三六一	飛騨市神岡町 野首九九番地 一	〇号 岐阜市数田南 四丁目五番一	地一 岐阜市数田南 四丁目二番	瑞穂市横屋一 五五 一	美濃加茂市古 井町下古井五 二〇番地	
五四二	五四六	七五二	〇〇三三四	一〇五三	〇二 二〇三〇	〇〇二六一	一一九〇六	九二六六	六五九三	〇〇八一九	六三六	六一七	
内装仕上工事業	電気工事業	土木、とび・土工、 塗装、塗装及び水 道施設工事業	管工事業	土木及びとび・土 工工事業	土木、とび・土工、 土工、屋根、管、 及び水道施設工事 業	土木、とび・土工、 ほ装、塗装、造園 及び水道施設工事 業	建築及び大工工 業	建築及び造園工 業	電気工事業	造園工事業	鋼構造物工事業	電気工事業	
平成二十三年五月六日	平成二十三年五月二日	平成二十三年五月二日	平成二十三年四月二十七日	平成二十三年四月二十六日	平成二十三年四月二十五日	平成二十三年四月二十五日	平成二十三年四月二十二日	平成二十三年四月二十一日	平成二十三年四月二十一日	平成二十三年四月二十一日	平成二十三年四月二十一日	平成二十三年四月二十一日	二十一日
ングオフ	有 限 会 社	有 限 会 社	有 限 会 社	有 限 会 社	古 井 建 設 株 式 会 社	池 田 建 装 工 業	石 田 塗 装 工 業	有 限 会 社	山 真 設 備 株 式 会 社	日 環 境 開 発 株 式 会 社	ア エ ン ジ ン 株 式 会 社	有 限 会 社	有 限 会 社
憲 司	代 表 取 締 役 西 倉	代 表 取 締 役 加 納	代 表 取 締 役 村 井 光 生	代 表 取 締 役 加 藤 政 秋	代 表 取 締 役 山 下 融	池 田 薫	石 田 義 正	取 締 役 山 本 真 哉	代 表 取 締 役 木 原 浩 雄	代 表 取 締 役 日 比 清	代 表 取 締 役 杉 岡 良 紀	代 表 取 締 役 伊 藤 新 一	
六 七 番 地	高 山 市 中 山 町 地 一	可 児 郡 御 高 町 顔 戸 七 一 三 番 地	関 市 春 里 町 二 一 三 三	多 治 見 市 笠 原 町 八 〇 三 番 地	美 濃 加 茂 市 森 山 町 三 丁 目 一 番 二 五 号	〇 申 子 町 一 四	揖 斐 郡 大 野 町 大 字 西 方 八 二 八 番 地 六	三 稲 畑 上 之 切 四 一	一 五 二 岐 阜 市 宮 浦 町	の 一 大 垣 市 草 道 島 町 三 六 七 番 地	町 四 三 大 垣 市 新 馬 場	三 一 〇 番 地 大 垣 市 本 今 町	地
五 〇 二 四 六	五 〇 〇 二 二	四 〇 八 〇	〇 〇 二 〇 二	〇 〇 二 〇 二	四 四 三	六 四 一 九	〇 〇 二 四 一	三 〇 〇 二 一	一 〇 三 六	七 一 〇 二 五 二	〇 〇 三 〇 二	八 二 〇 〇 二 七	
道 施 設 工 事 業	土 木 と び ・ 土 工、 石、 鋼 構 造 物、 ほ 装、 塗 装 及 び 水	土 木 と び ・ 土 工 及 び 造 園 工 事 業	建 築、 太 工、 屋 根、 タ イ ル ・ れ ん が、 プ ロ ッ ク 及 び 内 装 仕 上 工 事 業	管 及 び 水 道 施 設 工 事 業	建 築 及 び 大 工 工 事 業	内 装 仕 上 工 事 業	塗 装 工 事 業	屋 根 工 事 業	消 防 施 設 工 事 業	土 木 及 び と び ・ 土 工 工 事 業	機 械 器 具 設 置 工 事 業	左 官 及 び と び ・ 土 工 工 事 業	

